

女と男、ともに創り ともに輝くまち

# 第3次天草市 男女共同参画計画

(平成29年度～平成34年度)

天 草 市



## はじめに

近年、人口減少や少子高齢化、家族形態や地域社会の変容など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。このような変化に対応していくためにも、家庭、職場、学校、地域社会など様々な分野で、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が不可欠となっています。また、国は昨年度、『女性の職業生活における活躍の推進に関する法律』を施行し、女性の活躍推進を強く打ち出すと共に、男女がともに充実した職業生活や社会生活、家庭生活を送ることができる社会づくりを目指した「第4次男女共同参画基本計画」を策定しました。

天草市は、平成19年1月に「天草市男女が共に生きる社会づくり条例」を施行し、平成23年10月には、市民の活動・交流の場、情報の受発信の場、学びの場の拠点施設として、男女共同参画センター（愛称「ぼぼらす」）を開設し、男女共同参画を推進する様々な取組を進めてきました。その成果として、意識面での平等感や固定的性別役割分担意識に改善が見られるようになってきました。しかし、職場や家庭、地域などで男女共同参画を実践できない、実感できない場面も依然として多くあります。

このような状況の中、このたび、天草市男女共同参画審議会からいただいた答申を踏まえ、今後6年間に取組む施策の方向と内容を定めた「第3次天草市男女共同参画計画」を策定しました。今回の計画では、人権尊重や男女平等の意識や視点を根底とし、あらゆる分野における女性の活躍・参画推進や男女共同参画社会の実現にむけた環境づくりに取り組み、市民の誰もが安心して心豊かに暮らすことのできる社会づくりを行うこととしています。

男女共同参画社会の実現に向け、市民や団体、事業者の皆様のご理解とご協力をいただきながら、この計画を着実に推進して参りたいと考えております。

最後に、この計画の策定にあたり、ご審議いただきました天草市男女共同参画審議会委員をはじめ、貴重なご意見等をお寄せくださいました市民、関係団体の皆様方からお礼を申し上げます。

平成29年3月

天草市長 中村 五木

# 目次

## 第1章 男女共同参画計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的	2
2 計画の性格	2
3 計画の期間	3
4 基本目標	3
5 基本理念	4
6 重点目標	6
7 計画の体系	7

## 第2章 男女共同参画計画の内容

重点目標1 あらゆる分野における女性の活躍推進	10
(1) あらゆる分野における意思決定過程への女性の参画拡大	
(2) 就業や雇用分野における男女共同参画の推進とワーク・ライフ・バランスの推進	
(3) 農林水産業における男女共同参画の推進	
(4) 男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進	
重点目標2 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と環境づくり	14
(1) 意識改革に向けた広報・啓発の推進	
(2) 男女共同参画や人権についての教育・学習の充実	
(3) 社会制度や慣行、働き方の見直し	
(4) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援	
重点目標3 安全・安心な暮らしの実現	18
(1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶	
(2) 生涯を通じた健康支援	
(3) 誰もが安心して暮らせる環境整備	
(4) 男女共同参画の視点による地域防災力の向上	
重点目標4 男女共同参画推進体制の充実と連携強化	22
(1) 市の推進体制の強化と県や他市町村との連携	
(2) 市民や各種団体との連携・協働による取組の推進	

## 第3章 男女共同参画計画に掲げる指標

計画に掲げる成果指標一覧	26
--------------	----

### <資料編>

天草市男女が共に生きる社会づくり条例	28
男女共同参画社会基本法	36
熊本県男女共同参画推進条例	42
天草市男女共同参画審議会委員名簿	47

# 第 1 章

## 男女共同参画計画の 基本的な考え方

# 男女共同参画計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の目的

本市では、平成 19 年に「天草市男女が共に生きる社会づくり条例」を施行し、平成 20 年 3 月に「天草市男女共同参画計画」、平成 23 年 3 月に「第 2 次天草市男女共同参画計画」（期間：平成 24 年度～平成 28 年度）を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んできました。

このたび、これまでの成果と課題を踏まえ、今後のさらなる男女共同参画の総合的・効果的な推進を図るため、第 3 次天草市男女共同参画計画（以下「計画」という。）を策定するものです。

なお、本計画は平成 27 年 8 月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」とする。）第 6 条第 2 項に基づく「市町村推進計画」として、一体的に策定するものです。

## 2 計画の性格

- この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項及び天草市男女が共に生きる社会づくり条例第 11 条の規定に基づく計画です。
- この計画は、「第 2 次天草市総合計画」の分野別計画であり、他の分野別計画との整合性を図った計画です。
- この計画は、市の各分野の施策を男女共同参画推進の視点で横断的に捉え、体系化したものです。
- この計画は、国の「男女共同参画基本計画」や「熊本県男女共同参画推進条例」「熊本県男女共同参画計画」「女性活躍推進法」と密接な関連をもつものです。

### 3 計画の期間

計画の期間は、平成 29 年度から平成 34 年度までの 6 年間とします。

### 4 基本目標

#### 「女と男、ともに創り ともに輝くまち」

市民一人ひとりが輝き、安心して心豊かに暮らせるまちを目指して、男女が対等なパートナーとしてあらゆる分野に参画し、責任を分かちあい、ともに生きる社会の実現を目指します。

## 5 基本理念

男女共同参画社会基本法にのっとり、天草市男女が共に生きる社会づくり条例には、男女共同参画社会の形成について、6つの基本理念が規定されています。

### 1 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること及びその他の男女の人権が尊重されること。(第3条第1項)

### 2 社会における制度又は慣行の見直し

社会における制度又は慣行について、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響が中立的に働くよう必要に応じて見直されること。(第3条第2項)

### 3 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。(第3条第3項)

### 4 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と地域及び職場における活動その他の活動とを両立して行うことができること。(第3条第4項)

### 5 生涯を通じた健康への配慮

男女が対等な関係の下に、互いの性について理解を深めることにより、妊娠、出産等に関して互いの意思が尊重され、かつ、生涯にわたって心身ともに健康な生活が営まれるよう配慮されること。(第3条第5項)



## 6 国際的協調

男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有しているため、国際的な協調の下に行われること。(第3条第6項)

## 6 重点目標

基本理念を踏まえながら、次の4つの「重点目標」を柱に、男女共同参画社会の推進に取り組んでいきます。

### 1 あらゆる分野における女性の活躍推進

男女共同参画社会の実現を目指すうえで、社会全体で女性の活躍を強く進めていく必要があります。そのため、あらゆる分野における意思決定過程への女性の参画拡大を行うため、地元企業や各種団体、地域等と連携し、積極的な女性の採用・登用に向けた取組を進めると共に、女性人材の発掘・育成を行います。

### 2 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と環境づくり

以前にくらべ、男女平等や男女共同参画に対する認識は深まっているものの、いまだに家庭、職場、地域等において実感ができるほどの実践がなされていません。意識改革にむけた積極的な広報・啓発活動と併せて、社会制度や慣行、働き方の見直しに取り組めます。また、多様なライフスタイルに対応した子育てや介護支援を行います。

### 3 安全・安心な暮らしの実現

女性に対するあらゆる暴力の根絶に向け、DV 防止に向けた広報・啓発や相談体制の充実を行います。また、ライフステージに応じた健康増進への取組支援や、高齢者や障がい者、外国人、LGBT<sup>※1</sup>の人々が安心して暮らすことのできる社会づくりの推進を行います。防災分野においても、男女共同参画の推進や女性の参画拡大を図ります。

### 4 男女共同参画推進の体制充実と連携強化

男女共同参画社会の形成の促進のため、男女共同参画の視点を取り入れた各施策の充実を図ると共に、県や他市町村と情報共有と連携を密にし、社会情勢に応じた男女共同参画の推進への取組を行います。また、男女共同参画センターの登録団体をはじめとする男女共同参画に関する取組を行う団体・個人と連携・協働した取組をより積極的に進めます。

#### ※1 LGBT

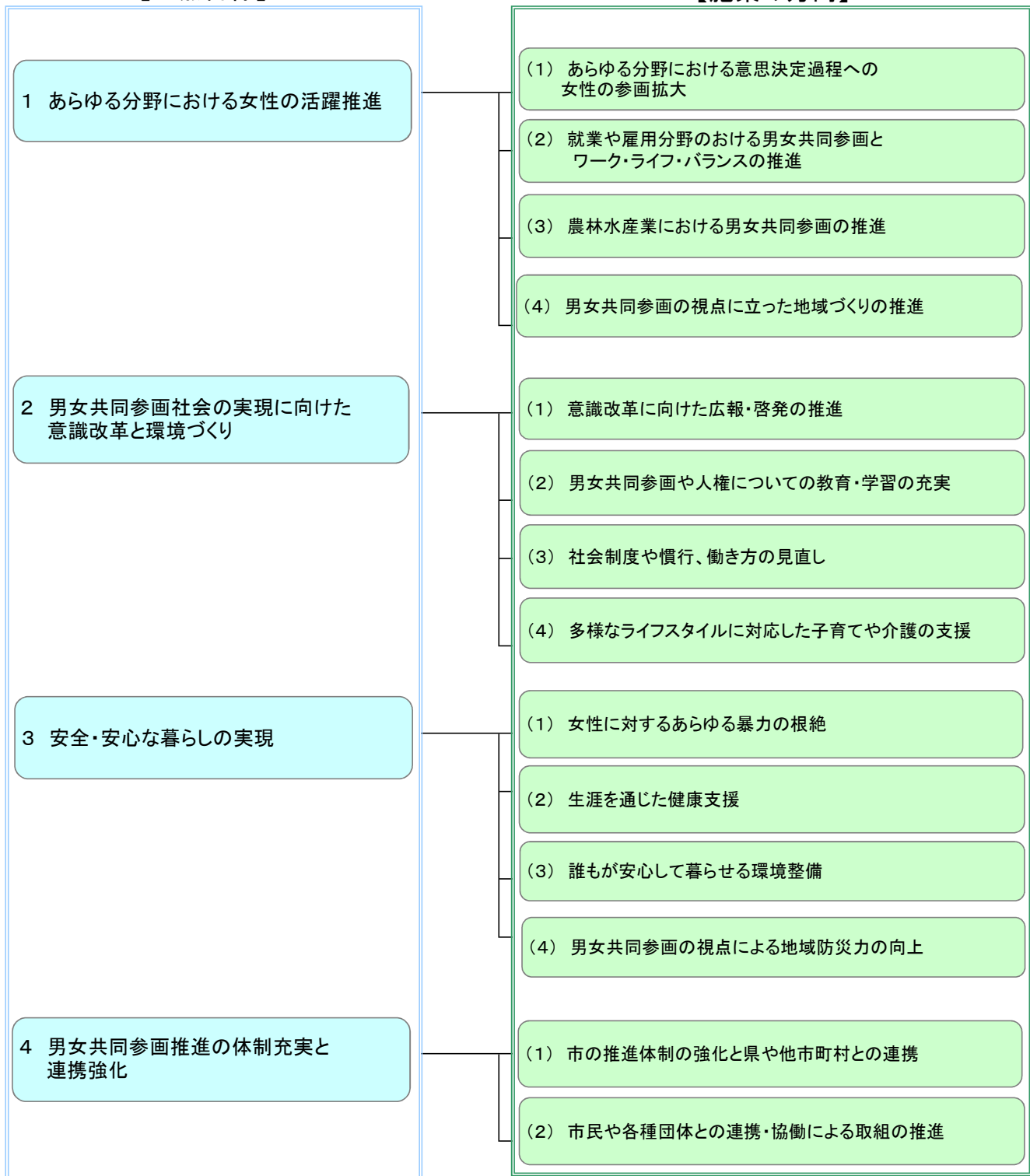
女性同性愛者（レズビアン）、男性同性愛者（ゲイ）、両性愛者（バイセクシュアル）、性別越境者（トランスジェンダー、性同一性障がいの方も含む）の方々をまとめて指す言葉。

# 7 計画の体系

【基本目標】  
女と男、ともに創り ともに輝くまち

## 【重点目標】

## 【施策の方向】





## 第 2 章

# 男女共同参画計画の 内容

## 重点目標 1 あらゆる分野における女性の活躍推進

### 現状と課題

現在、少子高齢化やそれに伴う労働人口の減少といったさまざまな課題解決のため、国を中心に女性の活躍推進を強く進めています。平成 27 年 9 月には、女性の参画拡大に向けその加速化と見える化を推進するため、「女性活躍推進法」が公布・施行されました。同じく平成 27 年度に策定された国の「第 4 次男女共同参画基本計画」、県の「第 4 次男女共同参画計画」においても、女性の活躍推進が重点目標として位置づけられています。

本市においても、男女共同参画社会の実現と多様化する地域課題の解決にむけ、あらゆる分野における意思決定過程への女性の参画拡大を進めることは大きな課題です。

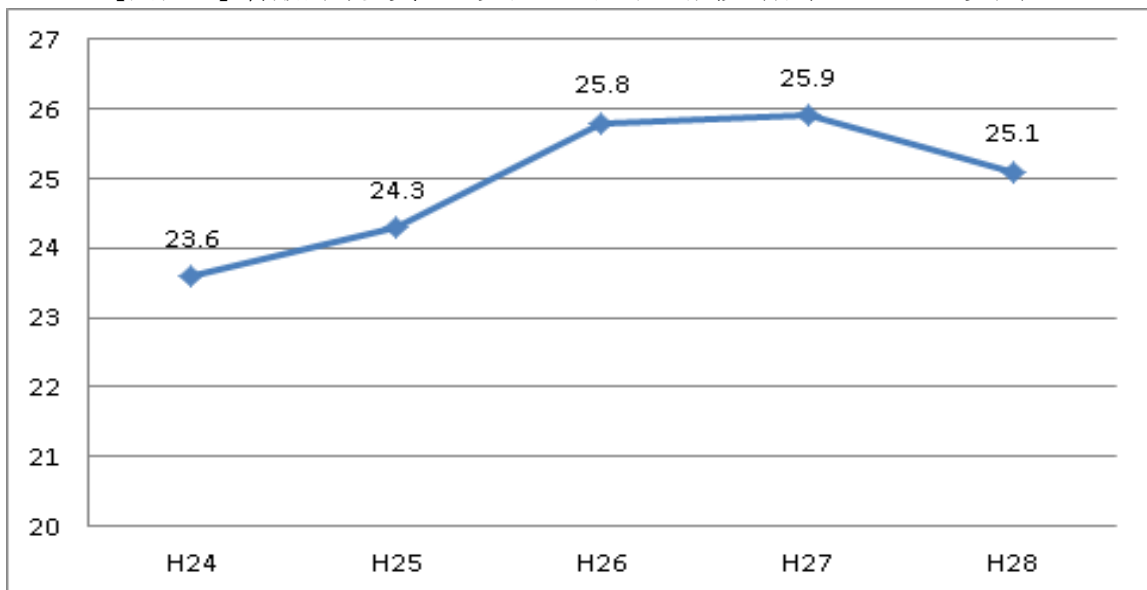
本市における審議会等の女性役員の割合は少しずつ上昇してきましたが、平成 27 年度は 25.1%と下降しています。(図表 1) また、行政区長 365 人中女性は 4 人、市議会における女性議員は 0 人と、市政や地域、事業所の管理職、各種団体等においても、意思決定過程への女性の参画が十分ではありません。

また、本市が平成 27 年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」(以下、市民意識調査)における平等感についての質問項目では、家庭や職場、政治などの場面において半数以上の人は男性が優遇されていると感じており(図表 2)、女性の能力が十分に発揮され、活躍しやすい環境ではないと考えられます。

農林水産業においても、従事者の 5 割近くが女性で占められているものの、農業協同組合理事や農業委員に占める女性は 1 割程度であり、経営における女性の参画は進んでいない状況です。しかし、6 次産業化の進展においては女性の参画によって経営の多様化や高付加価値化が進められていることから、女性の参画の重要性が高まっています。

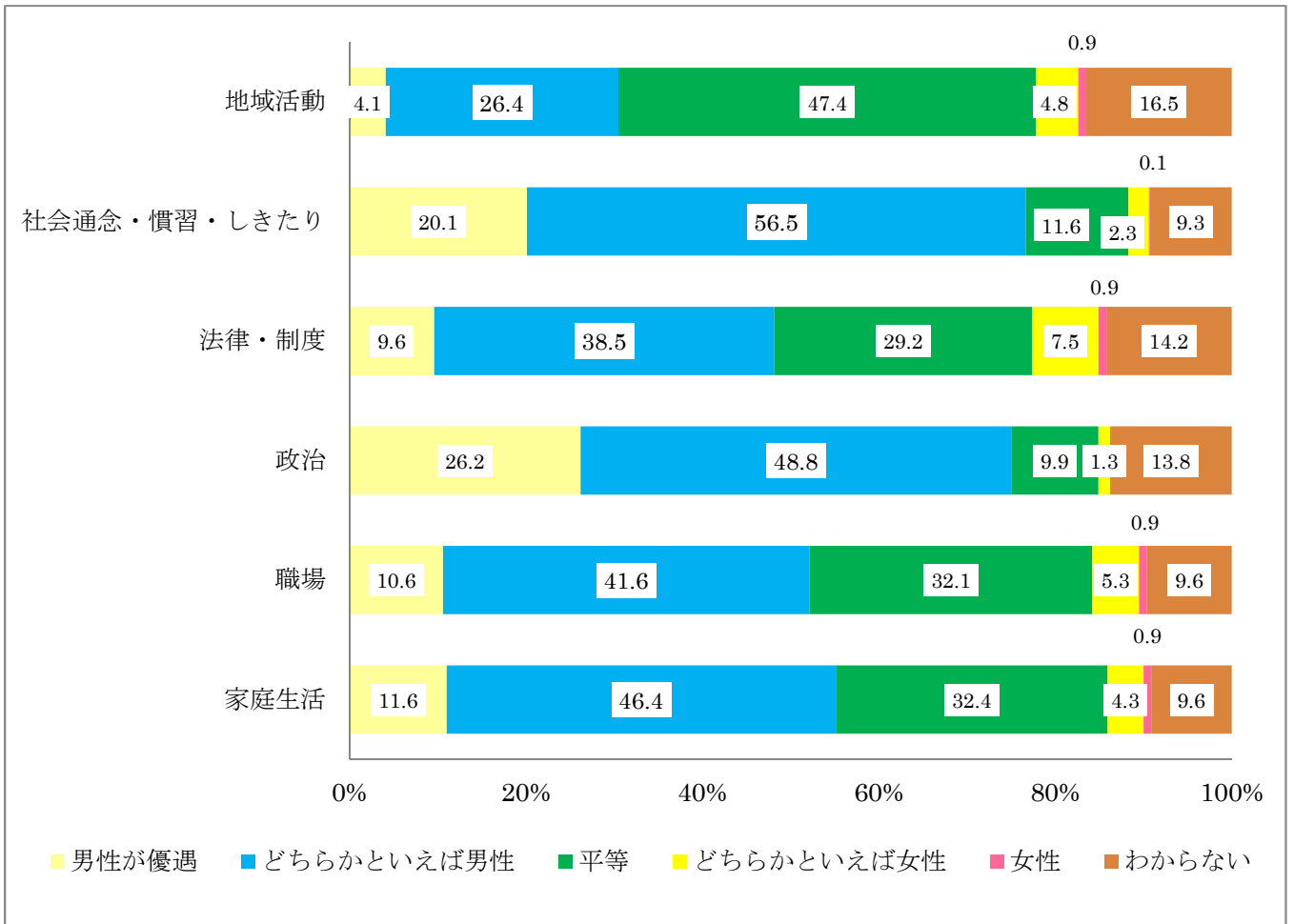
地域づくりにおいても、役員の多くを占めている男性中心で進められてきましたが、地域の担い手が減少するなかで、さまざまな課題を解決するためには、多様な人々の参画が必要不可欠となってきており、女性の参画が重要となっています。

【図表 1】 審議会等委員への女性の登用率の推移 (各年 3 月 31 日現在)



資料：天草市男女共同参画課調べ

【図表 2】 男女の地位の平等感について



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成 27 年度）

## **施策の方向**（１）あらゆる分野における意思決定過程への女性の参画拡大

あらゆる分野への女性の参画が求められている現状において、特に今まで男性中心になりがちであった政治分野や市の政策決定に大きく関与する審議会、企業等の経営における意思決定の場への女性の参画を推進します。

そのため、政治、経済、地域づくりなどの多分野において男女共同参画の視点に立った女性人材の発掘・育成を行い、自ら積極的に参画する女性人材の確保に努め、その支援を行います。また、市内の女性人材を一元的に管理する女性人材バンクへの登録促進及び情報共有を進め、審議会等委員への女性登用を強く働きかけていきます。

また、地元企業や団体等における積極的な女性の登用と人材育成を支援し、経営をはじめとする意思決定過程への女性参画拡大に向け連携した取組を行います。

市役所においても、「女性活躍推進法」の趣旨を踏まえ、職員配置の見直しによる女性の職域の拡大を進め、女性職員自身の能力開発と意識改革を促し、積極的な登用に向けた取組を進めます。（「女性活躍推進法」に基づく「天草市推進計画」）

## **施策の方向**（２）就業や雇用分野における男女共同参画の推進とワーク・ライフ・バランスの推進

企業等に対して、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や、熊本県女性の社会参画加速化戦略における自主宣言の促進を図り、女性の活躍にむけた環境整備の支援を行います。あわせて、女性の再就職や職場復帰、また起業に向けた支援に取り組めます。

また、女性の活躍やワーク・ライフ・バランス推進への取組は、男女共同参画においてのみならず、優秀な人材の確保や業務の効率化など経営戦略においても大変重要視されています。そのため、企業や団体等のトップに向けた男女共同参画やワーク・ライフ・バランスについて実践的な広報・啓発に取り組めます。（「女性活躍推進法」に基づく「天草市推進計画」）

## **施策の方向**（３）農林水産業における男女共同参画の推進

農林水産業において労働者の半数近くが女性であり、職場環境の改善や経営の安定・発展のためにも、男女共同参画の視点を取り入れた経営や女性の参画拡大が必要です。

そのため、地域の農林水産業の方針等に大きな影響を与える農業委員会、農業協同組合、漁業協同組合等における理事や役員等への女性の登用を促し、政策・方針決定の場への女性参画を図ります。

また、6次産業化においては女性の参画によって経営の多様化や高付加価値化に成功している事例も多くあるため、さらなる女性リーダーの育成にむけた支援を行います。（「女性活躍推進法」に基づく「天草市推進計画」）



## 施策の方向（４）男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進

行政区長をはじめとする地区の役員のほとんどが男性である現状において、多様な地域課題の解決に取り組んでいくためには、男女共同参画の視点に立った地域づくりが重要となります。

そのため、地区における男女共同参画の広報・啓発の取組みを進めるとともに、地域づくりにおける女性の人材育成、女性リーダーの育成を行います。また、地区振興会やまちづくり協議会と連携し、役員等への女性登用と女性の活動分野の拡大を図ります。

### 【重点目標 1 に関する成果指標一覧】

成果指標名	現状値	目標値 (平成 34 年度)
市の審議会等における女性委員の登用率	25.1%	35%
市における管理的地位に占める女性職員の割合	16.6%	20%以上 <sup>※1</sup>
女性の社会参画加速化自主宣言を行う市内企業・団体等の数	0 件	6 件
農業委員会における女性委員の登用率	15%	25%
行政区長に占める女性の割合	1.1%	5%

※1 H31 年度目標。H32 年度以降は天草市特定事業主行動計画に合わせ設定。

## 重点目標 2 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と環境づくり

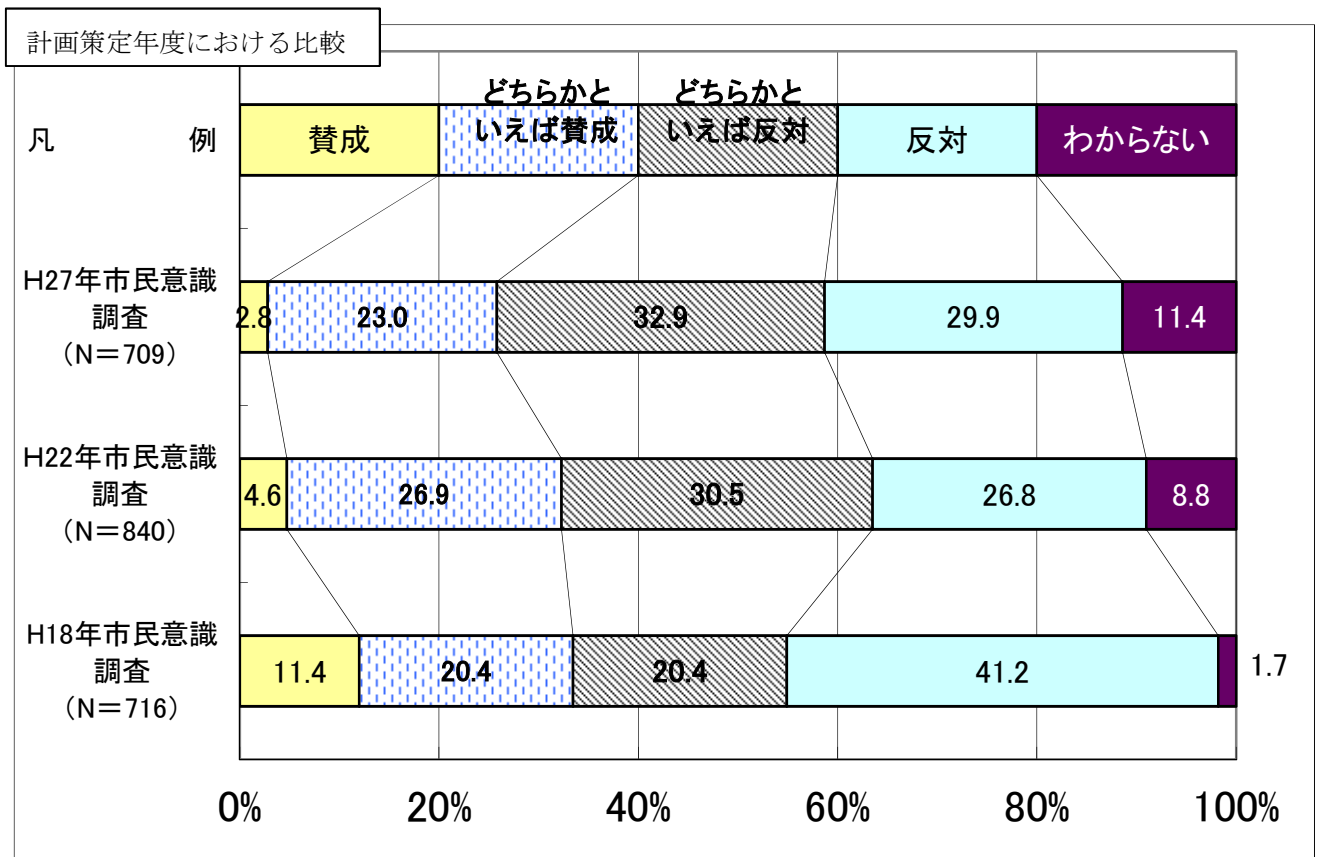
### 現状と課題

本市が平成 27 年度に実施した市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」などと性別によって役割を固定する考え方に肯定的な回答（賛成派）が 25.8%であり、計画策定年度における比較を見ると、固定的性別役割分担意識は少しずつ解消されてきています。（図表 3）しかし、「どちらかといえば反対」や「分からない」と回答した割合も増加しており、社会全体で男女共同参画に対する認識は深まってきているが、それを実行できない環境であることが考えられます。

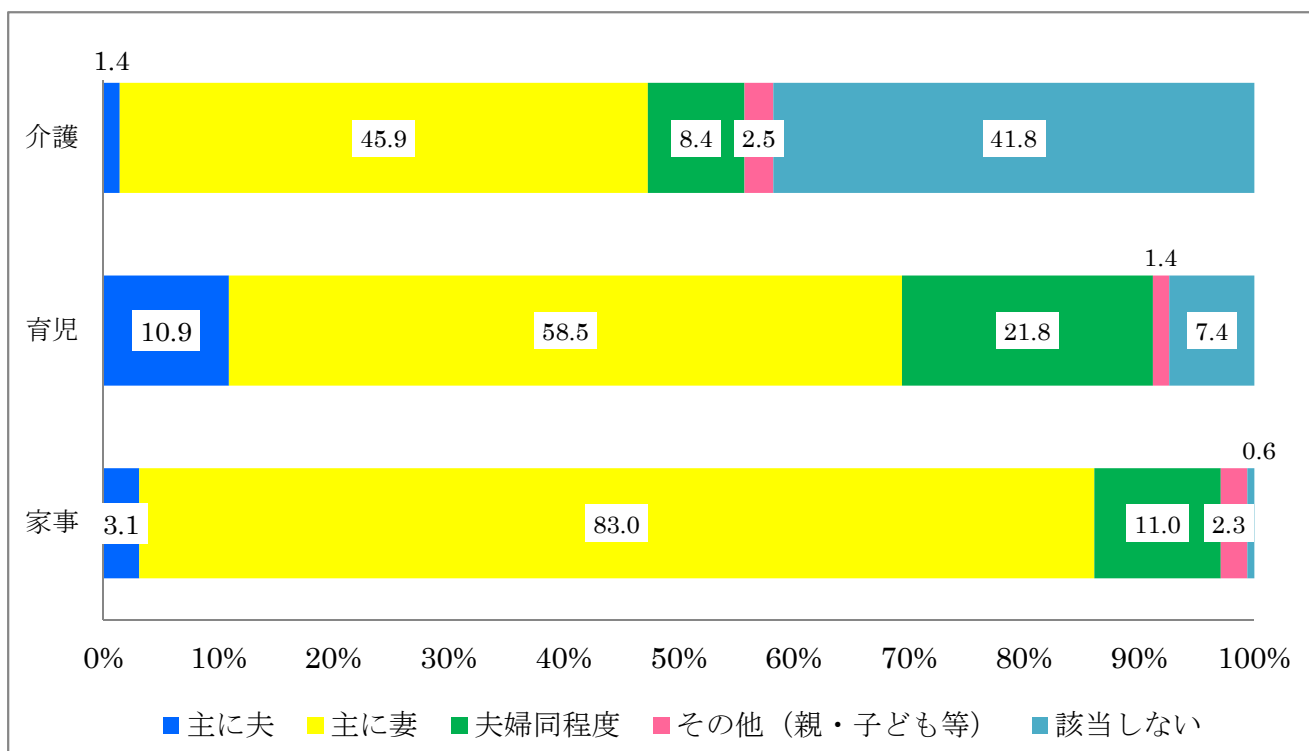
このことは、市民意識調査の平等感に関する質問項目において、多くの分野で「男性が優遇」との回答が多かったことや（図表 2）、家庭における家事・育児・介護の分担に関する質問項目において、女性に多くの負担がかかっていることにも表れています。（図表 4）男性の長時間労働は、家事・子育て・介護等への主体的な参画を困難にし、女性の仕事と家庭の両立をより難しくするだけでなく、男性自身の仕事と生活の調和の実現を阻害する要因となっています。

学校、家庭、職場、地域など社会のあらゆる場で、人権の尊重や男女共同参画が実行・実践される環境づくりのため、社会制度や慣行、働き方の見直しを進め、多様なライフスタイルに応じた子育てや介護支援の充実を図っていく必要があります。

【図表 3】「男は仕事、女は家庭」などと性別によって役割を固定する考え方について



【図表4】家庭における家事・育児・介護の分担



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成27年度）

## **施策の方向**（１） 意識改革に向けた広報・啓発の推進

男女共同参画社会の実現に向けては、社会のあらゆる場面や機会において男女共同参画の視点に立った行動・実践が重要であり、その土台となる市民一人ひとりの意識が必要不可欠です。

そのため、性別による固定的役割分担意識の解消や、男女共同参画とその必要性についての正しい理解に向け、あらゆる機会や多様な媒体を通じて各種啓発活動に取り組めます。また、地域や各種団体との連携を強化し、地域性や活動分野に応じた効果的な広報・啓発に取り組めます。

男女共同参画社会を形成していくことは、性別を問わずあらゆる人にとって重要であり、暮らしやすい社会づくりにつながることに理解を深めるための広報・啓発を行います。

## **施策の方向**（２） 男女共同参画や人権についての教育・学習の充実

学校教育においては、あらゆる学校活動を通して人権の尊重や男女平等についての教育が行われており、次世代への男女共同参画の教育・啓発の効果は極めて大きいため、今後とも教職員、幼稚園教諭、保育士等の教育に携わる者の男女共同参画の理解と意識を高める研修等を行いながら、さらなる男女共同参画教育の充実に取り組めます。

また、家庭や地域社会においても固定的性別役割分担意識を解消し必要に応じた慣習の見直しを行い、男女がともに支えあって生きていく社会を次世代へ引き継ぐことができるよう、出前講座やセミナー等を通じて学習機会の充実を行います。

## **施策の方向**（３） 社会制度や慣行、働き方の見直し

市で定める制度や施策の内容等について、女性の活躍推進や男女共同参画の視点に立った見直しを図ります。

また、男性中心の長時間労働は労働者の健康を阻害するだけでなく、企業等にとっても残業代の増加や生産性の低下などマイナスの要素が大きくなるため、市役所で実施するノー残業デイなどの取組を広め、長時間労働の見直しや多様な働き方を推奨し、仕事と家庭の両立を支援に取り組めます。併せて、男性の家庭や地域への参画を進め、女性の活躍推進の環境づくりに取り組めます。

## 施策の方向（４） 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援

時代の流れに伴い、核家族の増加など世帯状況やライフスタイルも多様化しており、子育てや介護支援に関するニーズも変化しています。女性の活躍や男女がともに多様な働き方、生き方ができる社会づくりのため、子育てや介護支援に係るニーズを把握し、その負担軽減に向けた環境整備とサービスの充実に取組みます。

### 【重点目標２に関する成果指標一覧】

成果指標名	現状値	目標値 (平成 34 年度)
性別によって役割を固定する考え方に反対する市民の割合	62.8%	75%
家事の負担が同程度である家族の割合	11%	25%
子育て支援サービス等が利用しやすいと感じる市民の割合	19.3%	42.3%

## 重点目標 3 安全・安心な暮らしの実現

### 現状と課題

男女が互いの身体的性差を理解し、人権を尊重し、生涯を通じて心身ともに健康で安心した生活ができることは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提と言えます。

しかし、DV（ドメスティック・バイオレンス）やセクシャルハラスメントの被害者の多くは女性であり、市民意識調査の結果においても、前回の計画策定時の調査と比較するとDV被害経験者数は減少傾向にありますが、男性より女性の方が割合が高くなっています（図表5）。女性相談に占めるDV相談の割合も横ばい状態となっており（図表6）、DV被害の潜在件数も多くあることが考えられます。すべての人が安心して暮らせる社会づくりを目指すうえで、女性に対するすべての暴力の防止や被害からの回復のための取組は重要な課題です。

また、ストーカー行為の増加やインターネットなどのコミュニケーションツールを利用した交際相手からの暴力や性犯罪など、新たな形での暴力も増加しており、これらの根絶に向けた対応や被害者救済などの取組が必要となってきています。

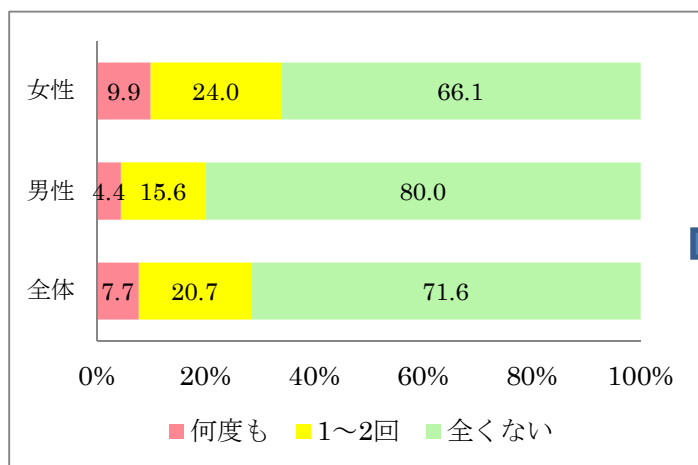
市民の誰もが生涯を通じて健康に生活していくことは大変重要であり、一人ひとりの多様な生き方を支えるための課題です。女性は妊娠・出産や女性特有の疾患を経験する可能性があるため、男女は異なる健康上の課題を抱えることに留意する必要があります。

また、高齢者、障がい者、外国人やLGBTの人など、さまざまな困難を抱える人々が安心して暮らすことができるよう、ともに寄り添い、支え合うことができるような地域環境づくりが必要です。特に、非正規雇用労働者やひとり親など、貧困をはじめとする生活上の困難に直面する女性や子どもが増加しているため、生活支援や就労支援、教育支援など世帯や個人に応じた支援が必要となっています。

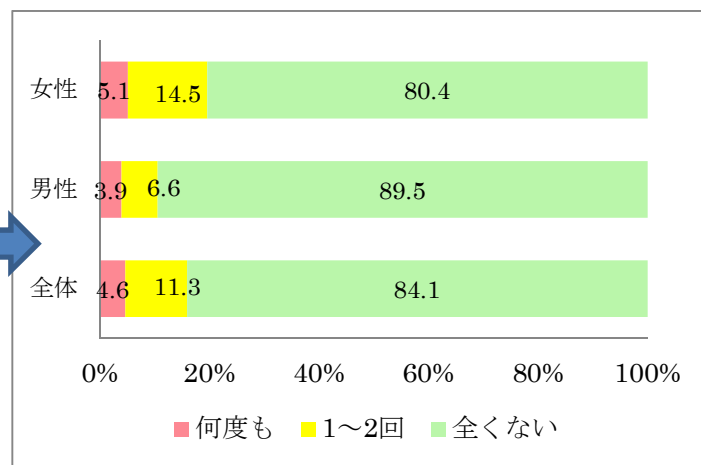
近年発生した災害の教訓として、事前の備えから発生後の避難所運営などすべての局面において女性をはじめとする多様な住民の意見反映が必要不可欠となっています。万が一に備えるため、平常時から男女共同参画の視点による防災に取り組む必要があります。

【図表 5】配偶者からの DV 被害経験

「身体的暴行」「心理的攻撃」「性的強要」のいずれか 1 つでも受けたことがあるか

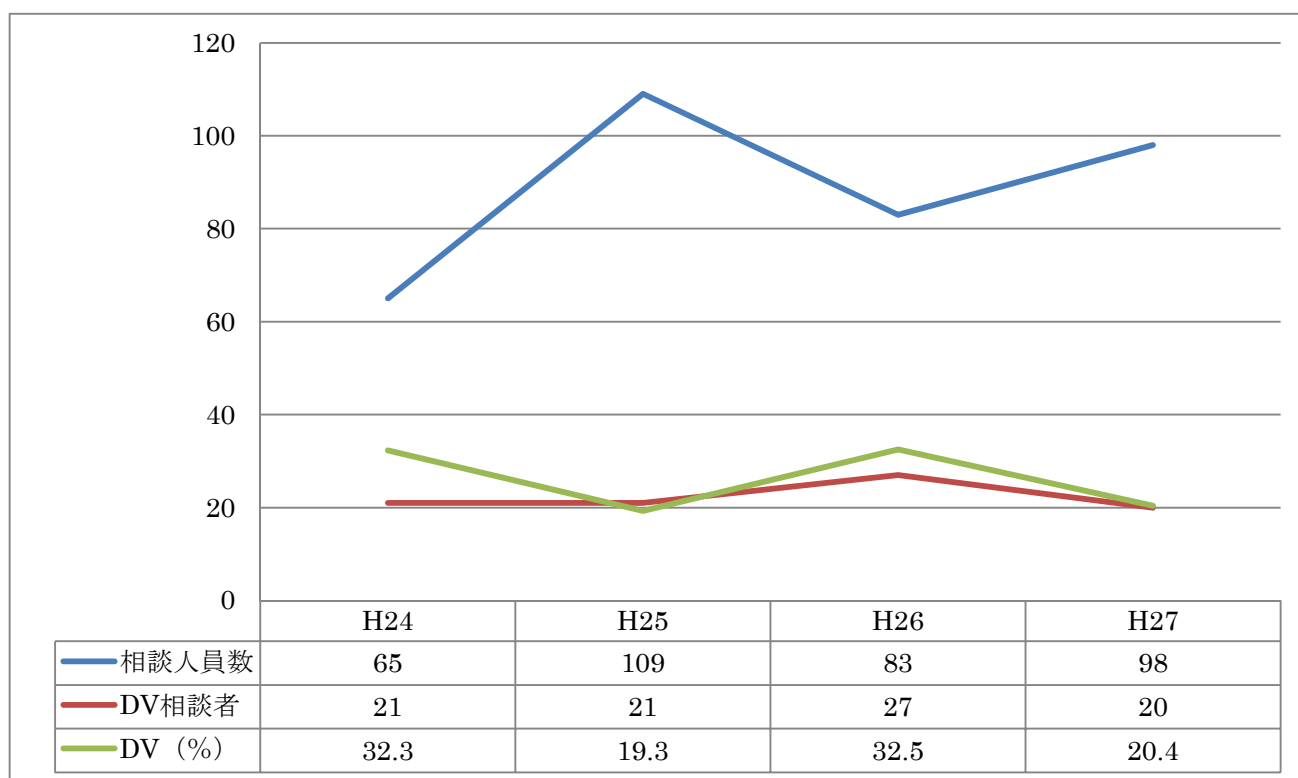


資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成 22 年度）



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成 27 年度）

【図表 6】女性相談における DV 相談状況（H24~27）



資料：天草市子育て支援課調べ

## 施策の方向（１）女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力は、男女が平等でお互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。本市においても、DV相談件数は横ばい状態であり、潜在件数も多くあると考えられることから、女性相談員や女性弁護士等による専門相談など相談体制の充実に取組みます。また、関係機関が連携し情報提供・共有を行うことで早期発見による被害の潜在化を防ぎ、被害者の保護から自立支援まで切れ目のない支援体制構築を図ります。併せて、DVやストーカー行為、インターネット等を利用した暴力や性犯罪など多様化する暴力や犯罪を未然に防止し、被害者も加害者も生まない社会づくりに向け、学校教育や社会教育、地域活動等を通じてあらゆる世代での予防啓発に取り組めます。

また、セクシャルハラスメントをはじめとするすべてのハラスメント<sup>※1</sup>が重大な人権侵害であるため、防止のための啓発や相談体制の充実に取組みます。

### ※1 さまざまなハラスメント

セクシャルハラスメント	他の者を不快にさせる性的な言動
パワーハラスメント	職場の上下関係や習慣などを利用し、適正なレベルを超えた継続的な嫌がらせ
マタニティーハラスメント	女性の妊娠・出産・育児休業等を理由として不利益な取扱いを行うこと
パタニティーハラスメント	男性の育児休業や育児目的の短時間勤務等を妨げること
モラルハラスメント	主に言葉や態度等による精神的な嫌がらせ
アルコールハラスメント	飲酒の強要など飲酒にまつわる嫌がらせや迷惑行為

## 施策の方向（２）生涯を通じた健康支援

女性も男性も、心と身体の状態に応じた適切な自己管理ができるようにするため、健康教育、人間ドックや各種検診、健康相談等を通して疾病の予防及び早期発見・早期対応を増進し「自分の健康は自分で守る」という意識を高め、生涯にわたる健康づくりを進めます。

特に女性は、妊娠・出産・更年期などライフステージに応じて心身の状況が大きく変化することから、人生の各ステージに応じた情報提供や各種相談、健康教育や訪問指導を行います。



### 施策の方向（3）誰もが安心して暮らせる環境整備

高齢者や障がい者が、地域社会の一員として自立して充実した生活を送れるよう、就労や地域への参画、健康づくりなどの支援に取組み、生きがいをもって社会参画するための環境づくりを推進します。また、外国人や LGBT の人々が、個人としての尊厳を保ち生活できる社会づくりに取組み、差別を受けないよう社会の理解を進め、誰もが安心して暮らせる環境整備を図ります。

また、女性は非正規雇用やひとり親である割合が男性に比べ高く、貧困に陥りやすい状況があるため、個人や世帯の課題に応じた相談対応や就労支援、子育て支援等を行うとともに、親から子への貧困の連鎖を断ち切るための教育支援等の取組みを行います。

### 施策の方向（4）男女共同参画の視点による地域防災力の向上

過去の災害において、災害時における男女のニーズの違い等に配慮が不足するなどの課題が浮き彫りとなったことから、さまざまな意思決定過程において多様な意見が反映されるよう、男女共同参画の視点を活かした地域防災を進める基盤づくりに取組みます。また、消防団への女性登用や女性の参画による地域の避難訓練実施などを促進し、男女双方の視点を反映した防災体制の整備を推進します。

#### 【重点目標3に関する成果指標一覧】

成果指標名	現状値	目標値 (平成34年度)
配偶者からのDV被害の経験がある女性の割合	19.6%	10%
健康に気をつけて生活している市民の割合	84.8%	93.2%
乳がん、子宮頸がん検診受診率	乳がん 31.7% 子宮頸がん 24.7%	40% <sup>※1</sup>
女性消防団員数	44人	60人

※1 H29年度目標。H30年度以降は天草市健康増進計画に合わせ設定。

## 重点目標 4 男女共同参画推進体制の充実と連携強化

### 現状と課題

男女共同参画社会の形成を促進するためには、あらゆる分野にわたる全庁的施策に男女共同参画の視点を通し、個別の政策課題でなく、横断的かつ総合的な課題として取り組む必要があります。そのため、職員が男女共同参画についての理解を深め、それぞれの施策に男女共同参画の視点を反映できるよう庁内連携の強化と職員研修の充実が求められます。また、社会情勢に応じた男女共同参画の推進のために、県や他市町村との情報共有や連携が必要となります。

男女共同参画を推進していくためには、市民や団体、企業等と市が連携した取組を行っていく必要があります、そのための推進体制の充実が重要となります。

現在、セミナーやイベントの実施などを通じて、男女共同参画センターの登録団体と連携した取組を進めていますが、各団体の活動状況に差があったり、登録団体同士や他の関係団体等との連携が不足しています。男女共同参画センターの機能強化を図りつつ、登録団体の組織力強化、連携強化に向けた支援を行っていく必要があります。

また、男女共同参画社会の実現に向けては、多くの地域、多くの分野における男女共同参画の推進が必要となります。市内の各地域、またさまざまな分野において男女共同参画の視点を持って活動する団体・個人の活動が、個々の活動範囲に留まらず広がっていくよう、その活動と連携強化に向けた支援を行っていく必要があります。

## 施策の方向（１） 市の推進体制の強化と県や他市町村との連携

職員一人ひとりが、男女共同参画についての理解を深めるよう職員研修と情報提供の充実を図ります。本計画の推進にあたっては、男女共同参画の視点が入り込められているかどうかについて、進捗状況を的確に把握するため、定期的に進捗状況調査を行います。

また、県や他市町村と男女共同参画の推進に関する先進的な取組事例や人材などの情報共有を行い、連携強化を図ります。

## 施策の方向（２） 市民や各種団体との連携・協働による取組の推進

男女共同参画の推進拠点として、男女共同参画センターの機能強化やセンター登録団体の拡充を行います。また、センター登録団体の活動や組織強化に向けた支援を行うとともに、セミナーやイベントをはじめ、男女共同参画推進に関するさまざまな機会にセンター登録団体の参画を促し、連携・協働の取組を推進します。

また、地域や分野にとらわれず広く男女共同参画を推進していくため、男女共同参画に関する自主的な活動を行う個人や団体の活動と連携に向けた支援強化を行います。

### 【重点目標４に関する成果指標一覧】

成果指標名	現状値	目標値 (平成 34 年度)
男女共同参画センターの登録団体数	11 団体	25 団体
男女共同参画センターの利用者数	月平均 357 人	月平均 400 人



## 第 3 章

# 男女共同参画計画に 掲げる指標

## 男女共同参画計画に掲げる指標一覧（成果目標）

第3次計画を実行性のある計画とするため、重点目標ごとに成果目標を設定し、計画の進捗管理を行います。

成果指標名	現状値	目標値 (平成34年度)
<b>1 あらゆる分野における女性の活躍推進</b>		
市の審議会等における女性委員の登用率	25.1%	35%
市における管理的地位に占める女性職員の割合	16.6%	20%以上※1
女性の社会参画加速化自主宣言を行う市内企業・団体等の数	0件	6件
農業委員における女性委員の登用率	15%	25%
行政区長に占める女性の割合	1.1%	5%
<b>2 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と環境づくり</b>		
性別によって役割を固定する考え方に反対する市民の割合	62.8%	75%
家事の負担が同程度である家族の割合	11%	25%
子育て支援サービス等が利用しやすいと感じる市民の割合	19.3%	42.3%
<b>3 安全・安心な暮らしの実現</b>		
配偶者からのDV被害の経験がある女性の割合	19.6%	10%
健康に気をつけて生活している市民の割合	84.8%	93.2%
乳がん、子宮頸がん検診受診率	乳がん 31.7% 子宮頸がん 24.7%	40%※2
女性消防団員数	44人	60人
<b>4 男女共同参画推進の体制充実と連携強化</b>		
男女共同参画センターの登録団体数	11団体	25団体
男女共同参画センターの利用者数	月平均 357人	月平均 400人

※1 H31年度目標。H32年度以降は天草市特定事業主行動計画に合わせ設定。

※2 H29年度目標。H30年度以降は天草市健康増進計画に合わせ設定。

# 資料編

# 天草市男女が共に生きる社会づくり条例

平成18年12月26日

条例第335号

## 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条—第10条）

### 第2章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進（第11条—第21条）

### 第3章 天草市男女共同参画審議会（第22条—第30条）

### 第4章 雑則（第31条）

### 附則

天草市は、海洋性の温暖な気候を生かした農業とともに、豊かな水産資源に恵まれた漁業を主として発展してきた。藍に輝く海や緑豊かな山々などの自然景観、南蛮文化やキリシタンの歴史など多くの観光資源にも恵まれた安らぎの島である。

しかし、少子高齢化や過疎化による地域の担い手不足など本市を取り巻く環境は厳しくなっており、また、全国的な地方分権の推進や自治意識の高まりもあって、地域社会のあり方や市民の意識にも変化が生じている。

このような状況の中、これまでの慣行や性別による固定的な役割分担意識等の見直しを必要に応じて行い、男女が共に個人として尊重され、それぞれの個性や能力を生かして社会のあらゆる分野に参画できる男女共同参画の視点がますます重要になっている。

そこで、私たちは、男女共同参画社会基本法の理念に基づき、市民一人一人が輝き、安心して心豊かに暮らせる「日本の宝島“天草”の創造」を目指して、男女が対等なパートナーとしてあらゆる分野に参画し、責任を分かちあい共に生きる社会づくりを、市、市民及び事業者の協働の下、総合的かつ計画的に推進していくためにこの条例を制定する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。



- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 国籍を問わず、市内に在住し、又は市内に通勤若しくは通学するすべての者をいう。
- (4) 事業者 営利又は非営利を問わず、市内において事業活動を行うすべての個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント あらゆる場において、性的な言動により相手を不快にし、個人の生活環境を侵害する行為又はその行為を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与える行為をいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者又は親密な関係にある者に対して身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成については、次に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき促進されなければならない。

- (1) 男女の人権の尊重 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること及びその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行の見直し 社会における制度又は慣行について、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響が中立的に働くよう必要に応じて見直されること。
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と地域及び職場における活動その他の活動とを両立して行うことができること。
- (5) 生涯を通じた健康への配慮 男女が対等な関係の下に、互いの性について理解を深めることにより、妊娠、出産等に関して互いの意思が尊重され、かつ、生涯にわたって心身ともに健康な生活が営まれるよう配慮されること。

- (6) 国際的協調 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有しているため、国際的な協調の下に行われること。

(実現すべき姿)

第4条 市、市民及び事業者は、男女共同参画社会の形成に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる実現すべき姿の達成に努めるものとする。

(1) 家庭において実現すべき姿

- ア 家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動が、家族を構成する男女相互の協力と社会の支援の下に行われる家庭
- イ 男女の生涯にわたる健康が保持及び増進され、安心かつ安全な暮らしが営まれる家庭
- ウ 配偶者間における身体的又は精神的苦痛を与える暴力的な行為がなく、家族一人一人がお互いの人権を認め合う家庭

(2) 職場において実現すべき姿

- ア 採用、配置、賃金、昇進等における男女格差が解消されることにより、個人の能力、個性、意欲等が十分に発揮できるいきいきとした職場
- イ 社会の支援の下に、男性も含めた働き方の見直しが行われ、育児休業、介護休業等を男女とも取得できる環境が整い、仕事と家庭がゆとりをもって両立できる職場
- ウ セクシュアル・ハラスメントがなく、安心して働ける職場
- エ 男女が方針の決定に共に参画できる職場

(3) 学校において実現すべき姿

- ア 一人一人の個性、能力及び可能性を伸ばす教育が推進される学校
- イ 人権を尊重し、男女が互いを思いやる心を育む教育が推進される学校
- ウ 性別にとらわれず、進学や就職に関し多様な選択ができるような進路指導が充実される学校
- エ 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の異校種間での連携を図りながら、男女平等教育が推進される学校
- オ 教職員の研修の機会が増進され、男女共同参画社会の形成が促進される学校

(4) 地域社会において実現すべき姿

- ア 一人一人の人権が尊重されるとともに、性別による固定的な役割分担意識や慣行等が必要に応じて見直され、男女が共に意思決定に参画できる地域社会
- イ 社会の支援の下、男女がそれぞれの能力を発揮しながら対等な立場で地域活動に参画し、共に責任を果たすことによりつくる、心豊かで活力にあふれ安心して暮らせる地域

## 社会

### (市の責務)

第5条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、計画的にこれを実施しなければならない。

### (市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画社会の形成の促進を図るよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

### (事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に努めなければならない。

2 事業者は、男女が対等に事業活動に参画できる機会を確保するとともに、職業生活における活動と他の活動とを両立できる職場環境を整備するよう努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

### (市、市民及び事業者の協働)

第8条 市、市民及び事業者は、それぞれの主体的な取組及び相互の連携協力により、男女共同参画社会の形成の促進を協働して行うものとする。

### (性別による権利侵害の禁止)

第9条 何人も、性別を理由とした差別的な行為を行ってはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

### (公衆に表示する情報における表現への配慮)

第10条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は女性に対する暴力を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないなど性差別につながる表現を用いるよう努めなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進

### (男女共同参画計画の策定等)

第11条 市長は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」

という。)を定めなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画を定めるときは、市民の意見を反映させるための措置を講ずるとともに、天草市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、男女共同参画計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第12条 市は、広報活動を通じて、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 市は、学校教育及び社会教育を通じて基本理念に関する市民の理解を深めるよう、男女共同参画に関する教育及び学習の充実のための適切な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者の活動に対する支援と推奨)

第13条 市は、市民又は事業者が行う男女共同参画社会の実現に向けた男女平等を促進するための活動に対し、必要な支援を行うものとする。

2 市は、第6条及び第7条の規定による責務を顕著に遂行している市民、事業者に対し、天草市男女共同参画審議会の意見を聴いて、男女が共に生きる社会づくり推進モデル(以下「推進モデル」という。)として推奨することができる。

(家庭生活と職業生活等の両立の促進)

第14条 市は、男女が共に家庭生活と職業生活等とを両立することができるよう、保育及び介護に関するサービスの充実、職場における環境づくりの促進等のための適切な措置を講ずるものとする。

(農林水産業等における男女共同参画社会の形成の促進)

第15条 市は、農林水産業、商工業等の自営業において、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、その経営又はこれらに関する活動若しくは地域における活動に共同して参画する機会を確保するため、活動の支援、条件の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(市の附属機関等における積極的改善措置)

第16条 市は、審議会等を設置するに当たっては、委員の数が男女のいずれかに偏らないようにすることにより、男女が共に政策や方針の決定過程に参画できる機会を確保するよう努めるものとする。

2 市長その他の市の任命権者は、その職員の登用に当たっては、性別にかかわらず、その能力に応じ均等な機会を確保するよう努めるものとする。

(調査研究)

第17条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査及び研究を行うものとする。

(推進体制の整備等)

第18条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進するため、体制の整備を図るとともに、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(男女共同参画週間)

第19条 市は、市民及び事業者において広く男女共同参画社会の形成についての理解を深めるとともに、男女共同参画社会の形成に関する活動への積極的な参加を促進するため、天草市男女共同参画週間（以下「男女共同参画週間」という。）を設けるものとする。

2 男女共同参画週間は、2月17日を含む1週間とする。

3 市は、男女共同参画週間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(苦情等の処理等)

第20条 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策又は男女共同参画社会の形成を阻害する要因により人権を侵害されたことについて、苦情又は相談（以下「苦情等」という。）があるときは、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項に規定する苦情等の申出があったときは、関係機関との連携を図る等適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

3 市長は、第1項に規定する苦情等の申出があった場合において、その処理のため必要があると認めるときは、天草市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(年次報告)

第21条 市長は、男女共同参画社会の形成の状況及び男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を明らかにするため、毎年度報告書を作成し、公表するものとする。

### 第3章 天草市男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第22条 男女共同参画社会の形成促進に関する重要な事項について調査審議するため、天草市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第23条 審議会は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申するとともに、市長に必要な意見を述べるることができる。

(1) 男女共同参画計画の策定に関すること。

- (2) 推進モデルの推奨に関すること。
- (3) 第20条の苦情等の対応に関すること。
- (4) 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に係る重要事項に関すること。

(組織)

第24条 審議会は、委員15人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第25条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第26条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第27条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(専門委員)

第28条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員若干人を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項について識見を有する者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(専門部会)

第29条 審議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、審議会の委員及び専門委員のうちから会長が指名する者をもって組織する。

3 専門部会に部会長を置き、部会長は、会長が指名する。

(庶務)

第30条 審議会の庶務は、企画部男女共同参画室において処理する。

#### 第4章 雑則

(委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成19年1月1日から施行する。

# 男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）

改正 ◇平成 11 年 07 月 16 日 法律第 102 号

◇平成 11 年 12 月 22 日 法律第 160 号

## 目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### （男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。



**(社会における制度又は慣行についての配慮)**

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあること

にかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

**(政策等の立案及び決定への共同参画)**

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

**(家庭生活における活動と他の活動の両立)**

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

**(国際的協調)**

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

**(国の責務)**

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

**(地方公共団体の責務)**

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

**(国民の責務)**

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

**(法制上の措置等)**

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

**(年次報告等)**

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

**第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策**

**(男女共同参画基本計画)**

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（平一法一六〇・一部改正）

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

**(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)**

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

**第三章 男女共同参画会議**

(平一法一〇二・全改)

**(設置)**

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(平一法一〇二・全改)

**(所掌事務)**

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一法一〇二・全改)

**(組織)**

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一法一〇二・全改)

**(議長)**

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(平一法一〇二・全改)

**(議員)**

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一法一〇二・全改)

**(議員の任期)**

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一法一〇二・全改)

## 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成一三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。(後は略)

# 熊本県男女共同参画推進条例（平成13年12月20日条例第59号）

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条—第14条）

第2章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進（第15条—第24条）

第3章 熊本県男女共同参画審議会（第25条—第27条）

第4章 雑則（第28条）

### 附則

男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化の進展、経済活動の成熟化など社会経済情勢が急速に変化するなかにあつて、県民1人1人が人として尊重される真に豊かで活力のある地域を実現するために重要な課題である。

本県においては、男女共同参画社会の実現に向け様々な取組が進められてきたが、性別による固定的な役割分担意識や男女の生き方の自由な選択に影響を及ぼす慣行が依然として存在するなど多くの課題が残されており、社会のあらゆる分野において男女共同参画をさらに進めていくことが求められている。

男女共同参画社会の実現が、本県の将来を決定する重要な課題であることを深く自覚し、県、県民、事業者及び市町村が連携協力しながら、男女共同参画社会の形成に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者（県内において事業活動を行うすべてのものをいう。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### （男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱い（明確な差別的意図がなくとも、差別を容認したと認められる取扱いを含む。）を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

### （社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

**(政策等の立案及び決定への共同参画)**

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

**(家庭生活における活動と他の活動の両立)**

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活における活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

**(国際的協調)**

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的な協調の下に行われなければならない。

**(県、県民、事業者及び市町村の協働)**

第8条 男女共同参画社会の形成は、県、県民、事業者及び市町村の主体的な取組及び相互の連携協力により促進されることを旨として、これらの者の協働の下に行われなければならない。

**(県の責務)**

第9条 県は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 県は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

**(県民の責務)**

第10条 県民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、自ら男女共同参画社会の形成に努めなければならない。

**(事業者の責務)**

第11条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、自ら男女共同参画社会の形成に努め、男女が対等に事業活動に参画できる機会を確保し、及び職業生活における活動と他の活動とを両立できる職場環境を整備するよう努めなければならない。

**(市町村との連携)**

第12条 県は、市町村の男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画の策定及び施策の推進を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、市町村に対し、県が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策への協力を求めることができる。

**(男女共同参画社会の形成を阻害する行為の禁止)**

第13条 何人も、男女共同参画社会の形成を阻害する次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 職場、学校、地域、家庭等のあらゆる場における性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与える行為

(2) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)に対し身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な行為その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な行為  
(公衆に表示する情報における表現への配慮)

第14条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は女性に対する暴力を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的表現を行わないよう配慮しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進 (男女共同参画計画の策定等)

第15条 知事は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、男女共同参画計画を定めようとするときは、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、熊本県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、男女共同参画計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第16条 県は、広報活動を通じて基本理念に関する県民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 県は、学校教育及び社会教育を通じて基本理念に関する県民の理解を深めるよう、男女共同参画に関する教育及び学習の充実のための適切な措置を講ずるものとする。

(職業生活と家庭生活等との両立の促進)

第17条 県は、男女が共に職業生活と家庭生活等とを両立することができるよう、保育及び介護に関するサービスの充実、職場における環境づくりの促進等のための適切な措置を講ずるものとする。

(農山漁村における男女共同参画社会の形成の促進)

第18条 県は、農山漁村において、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、農林水産業経営及びこれに関連する活動又は地域における活動に共同して参画する機会を確保するため、活動の支援、条件の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(県の附属機関の委員の選任における配慮等)

第19条 知事その他の県の執行機関は、その管理に属する附属機関等を組織する委員その他の構成員の選任に当たっては、できる限り男女の数の均衡を図るものとする。

2 知事その他の県の任命権者は、その職員の登用に当たっては、性別にかかわらず、その能力に応じ均等な機会を確保するよう努めるものとする。

(調査研究)

第20条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査及び研究を行うものとする。

(推進体制の整備等)



第 21 条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備を図るとともに、必要な法制上又は財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

**(拠点施設の設置)**

第 22 条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施し、並びに県民及び男女共同参画社会の形成を推進する団体が行う男女共同参画社会の形成に関する活動を支援するための拠点となる施設を設置するものとする。

**(苦情の処理等)**

第 23 条 県民又は事業者は、県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について苦情があるときは、知事に申し出ることができる。

2 県民又は県内に在勤若しくは在学する者は、第 13 条に掲げる行為その他の男女共同参画社会の形成を阻害する行為を受けたときは、知事に相談を申し出ることができる。

3 知事は、第 1 項に規定する苦情の申出について、迅速かつ適切に処理するための体制を整備するとともに、その処理のため必要があると認めるときは、熊本県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

4 知事は、第 2 項に規定する相談の申出について、迅速かつ適切に処理するため相談員の設置等必要な体制を整備するとともに、必要に応じ関係機関と連携してその処理に努めるものとする。

**(年次報告)**

第 24 条 知事は、男女共同参画社会の形成の状況及び男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を明らかにするため、毎年度、報告書を作成し、これを公表するものとする。

### 第 3 章 熊本県男女共同参画審議会

**(審議会の設置)**

第 25 条 知事の附属機関として、熊本県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 男女共同参画計画の策定に関する事項

(2) 第 23 条第 1 項の苦情の処理に関する事項

(3) 県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の評価に関する事項

項

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成に関する重要事項

3 審議会は、前項各号に掲げる事項について、知事に意見を述べることができる。

**(組織)**

第 26 条 審議会は、委員 10 人以内で組織し、男女のいずれの委員の数も、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

2 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

**(専門部会)**

第 27 条 審議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

### 第 4 章 雑則

**(雑則)**

第 28 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号)第 14 条第 1 項の規定により定められた男女共同参画計画は、第 15 条の規定により定められた男女共同参画計画とみなす。

## 天草市男女共同参画審議会 委員名簿

(50音順、敬称略)

	氏 名	性別	所 属
1	岩崎 文志	男	天草人権擁護委員協議会
2	鵜飼 実紀	女	公募委員
3	木原 さく子	女	天草市男女共同参画推進ネットワーク つんのでネット～風～
4	黒田 尚美	女	天草市認定農家の会
5	澤田 福美	女	NPO法人子育てネットワークわ・わ・わ(話・和・輪)
6	高木 政光	男	天草市校長会
7	津崎 勝志	男	天草市まちづくり協議会連合会
8	林 真希	女	天草ひだまり総合法律事務所
9	本多 祐子	女	天草人権擁護委員協議会
10	山田 清和	男	本渡商工会議所
11	山田 元信	男	天草市民生委員児童委員協議会連合会
12	吉岡 愛	女	公募委員
	アドバイザー 宗 夏樹	女	熊本県県民生活局男女参画・協働推進課

## 第3次天草市男女共同参画計画

平成29年3月発行

天草市役所 地域振興部 男女共同参画課

〒863-0033 熊本県天草市東町13番地1  
(男女共同参画センターぽぽらす内)

TEL (0969) 23-8200

FAX (0969) 23-3055

E-mail danjyokyodo@city.amakusa.lg.jp

ホームページ <http://www.city.amakusa.kumamoto.jp/>